国内における
高病原性鳥インフルエンザの
発生事例のこれまでの対応状況
（４月１８日00:00時点）

消 費 ・ 安 全 局

平成28-29年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生について

発生概要（全9道県　12農場　約166.7万羽）					農林水産省対策本部	防疫対応状況（予定は最短の場合）				
						措置完了日（0日目）　～　10日目		～	21日目	
事例		発生日[注1]	発生場所	飼養羽数[注2]／種別		防疫措置（殺処分、消毒等）	清浄性確認検査	搬出制限区域解除	移動制限区域解除	
①	青森県	2016年11月28日	青森市	約1.8万羽 あひる	11月28日	11月29日開始 12月 5日完了	12月16日開始 12月21日完了	12月21日解除	12月27日解除	防疫対応終了
②	新潟県	2016年11月29日	関川村	約31万羽 採卵鶏	11月28日	11月29日開始 12月 5日完了	12月16日開始 12月20日完了	12月20日解除	12月27日解除	
③	新潟県	2016年11月30日	上越市	約24万羽 採卵鶏	11月30日	12月1日開始 12月6日完了	12月17日開始 12月21日完了	12月21日解除	12月28日解除	
④	青森県	2016年12月2日※	青森市	約4,700羽 あひる	12月2日（持ち回り）	12月2日開始 12月5日完了	12月16日開始 12月21日完了	12月21日解除	12月27日解除	
⑤	北海道	2016年12月16日	清水町	約28万羽 採卵鶏	12月16日	12月17日開始 12月24日完了	1月4日開始 1月10日完了	1月10日解除	1月15日解除	
⑥	宮崎県	2016年12月19日	川南町	約12万羽 肉用鶏	12月19日	12月20日開始 12月21日完了	1月1日開始 1月5日完了	1月5日解除	1月12日解除	
⑦	熊本県	2016年12月27日	南関町	約9.2万羽 採卵鶏	12月26日（持ち回り）	12月27日開始 12月28日完了	1月8日開始 1月12日完了	1月12日解除	1月19日解除	
⑧	岐阜県	2017年1月14日	山県市	約8.1万羽 採卵鶏	1月14日	1月14日開始 1月17日完了	1月28日開始 2月1日完了	2月1日解除	2月8日解除	
⑨	宮崎県	2017年1月24日	木城町	約17万羽 肉用鶏	1月24日	1月25日開始 1月26日完了	2月6日開始 2月10日完了	2月10日解除	2月17日解除	
⑩	佐賀県	2017年2月4日	江北町	約7.1万羽 肉用種鶏	2月4日（持ち回り）	2月4日開始 2月6日完了	2月17日開始 2月21日完了	2月21日解除	2月28日解除	
⑪	宮城県	2017年3月24日	栗原市	約22万羽 採卵鶏	3月23日	3月24日開始 3月27日完了	4月7日開始 4月11日完了	4月11日解除	4月18日解除	
⑫	千葉県	2017年3月24日	旭市	約6.2万羽 採卵鶏	3月23日	3月24日開始 3月27日完了	4月7日開始 4月11日完了	4月11日解除	4月18日解除	

注1）遺伝子検査がH5亜型陽性又は簡易検査が陽性※により、疑似患畜と判定した日。
注2）飼養羽数は、患畜、疑似患畜の羽数。（四捨五入しており、内訳の合計は総数に合わない。）

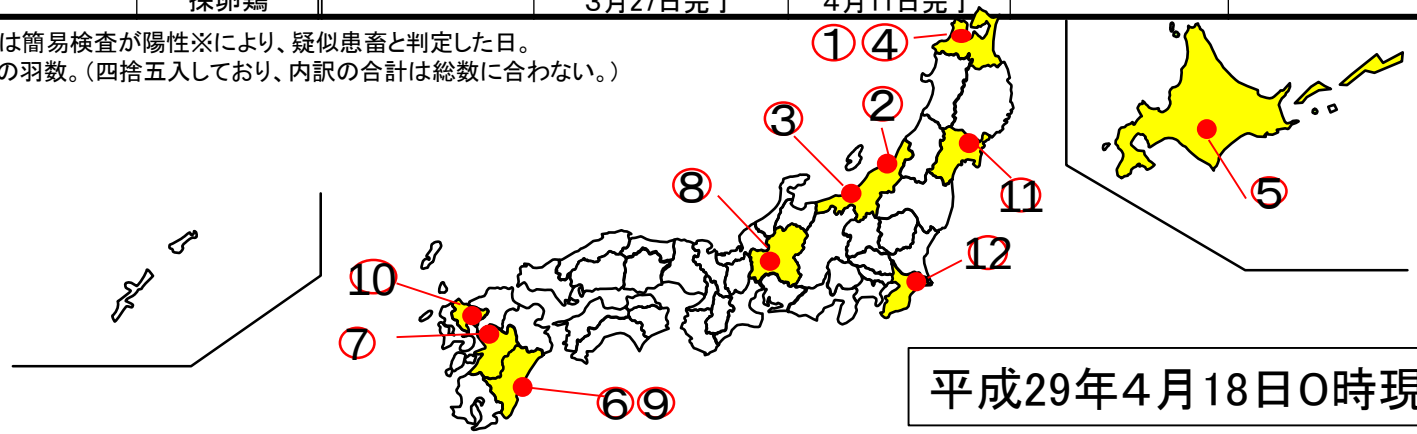

平成29年4月18日0時現在

青森県（1例目）における鳥インフルエンザへの対応について

1　発生状況とこれまでの経緯

（1）11月28日（月）、青森県青森市のあひる農場において、死亡羽数が平時と比べ増加したことから、簡易検査を実施したところ、陽性と判明。

（2）このため、同日、農林水産省では、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、疑似患畜と判定された場合の対応方針を決定。

（3）同日、H5亜型陽性（疑似患畜）と判明したことから、総理指示を踏まえ、
① 関係閣僚会議が開催され、本病の関係府省庁間での連携を確認するとともに、
② 農水省対策本部で決定した対応方針に基づく措置を実施し、迅速に対応。

（4） 12月1日（木）、遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定。また、N6亜型であることが判明。

○ 発生農場の概要

	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	青森市	約1万8千羽（9家きん舎）	あひる（種用、肉用）

○ 周辺半径 10km 圏内の農場

	肉用鶏		採卵鶏		あひる		育雛（採卵鶏）		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km圏内	0	0	2	4,745	2	9,490	0	0	4	14,235
3-10km圏内	0	0	2	342,350	0	0	1	53,500	3	395,850
合計	0	0	4	347,095	2	9,490	1	53,500	7	410,085

※発生農場（1例目）は除く

○ 防疫措置状況
11月29日（火）、殺処分（18,360羽）完了。
12月 5日（月）、埋却、消毒等の防疫措置完了。

○ 家きん卵出荷のための検査
11月29日（火）、3km圏内の出荷を希望する2戸について、抗体検査、PCR検査を実施し、陰性を確認。

○ 発生状況確認検査
11月29日（火）、3km圏内の検査対象である4戸について実施（臨床検査、抗体検査、ウイルス分離検査）し、12月5日（月）、陰性を確認。

○ 清浄性確認検査
12月16日（金）、3km圏内の検査対象である4戸について実施（臨床検査、抗体検査、ウイルス分離検査）し、12月21日（水）、陰性を確認。同日、搬出制限を解除。
12月27日（火）0時をもって移動制限を解除。

２　今後の対応方針と対応状況

		対応方針	対応状況
防疫措置	1	①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却 ②移動制限区域（農場から半径３km以内）の設定 ③搬出制限区域（半径３kmから10km以内）の設定 等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。	11月28日：疑似患畜確定後、②及び③を開始。 11月29日：①を開始し、同日中に殺処分完了。 12月５日：防疫措置完了。 12月16日：清浄性確認検査開始 12月21日：清浄性確認検査で陰性を確認 　同　日：搬出制限区域解除 12月27日：移動制限区域解除
	2	移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。	11月29日、移動制限区域内の検査対象である農場４戸について発生状況確認検査（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）を実施し、12月５日、陰性確認。
	3	感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。	11月28日、青森県内に５か所の消毒ポイントを設置。
	4	矢倉政務官を現地に派遣。	11月29日：青森県と連携して防疫措置を実施するため、11:15、矢倉政務官が青森県知事と会談。
	5	食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。	11月29日10:30に開催（新潟県発生事例を含む）。

		対応方針	対応状況
情報収集	6	感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣。	11月28日、農林水産省職員１名、東北農政局職員１名を青森県庁に派遣、現地で防疫方針について助言・指導。
	7	青森県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。	―
	8	疫学調査チームの派遣。	11月29日、疫学調査チーム４名が発生農場に立ち入り、現地調査を実施。
	9	全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。	11月29日及び30日、本病に対する発生予防対策の徹底について、全都道府県に対し通知を発出。
情報伝達	10	関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。	・11月28日19:00、防疫方針等について、記者向けにブリーフィングを実施。その後、必要に応じて実施。 ・11月28日に消費・安全局、食料産業局及び生産局で本病に関する正しい知識を普及するための通知を発出。農林水産省HPにも掲載。 ・11月29日から、本病について、小売店舗等で不適切な表示が行われないよう農政局等の取組により調査を開始。不適切表示を発見した際には、是正を要請。

新潟県（関川村）における鳥インフルエンザへの対応について

1　発生状況とこれまでの経緯

（1）11月28日（月）、新潟県関川村の採卵鶏農場において、死亡羽数が平時と比べ増加したことから、簡易検査を実施したところ、陽性と判明。

（2）このため、同日、農林水産省では、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、疑似患畜と判定された場合の対応方針を決定。

（3）翌日、H5亜型陽性（疑似患畜）と判明したことから、総理指示を踏まえ、
① 関係閣僚会議が開催され、本病の関係府省庁間での連携を確認するとともに、
② 農水省対策本部で決定した対応方針に基づく措置を実施し、迅速に対応。

（4）　12月1日（木）、遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定。また、N6亜型であることが判明。

○ 発生農場の概要

	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	新潟県関川村	約31万羽（24鶏舎）	採卵鶏

○ 周辺半径 10km 圏内の農場

	肉用鶏		採卵鶏		種鶏		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km圏内	2	1,650	2	401	2	137,000	6	139,051
3-10km圏内	0	0	1	100,000	3	165,000	4	265,000
合計	2	1,650	3	100,401	5	302,000	10	404,051

※発生農場は除く

※　3km圏内の農場6戸のうち、2戸は、家きんを飼養しておらず、1戸は、飼養羽数が100未満で、発生状況確認検査の対象となっていない。

○ 防疫措置状況

12月２日（金）、殺処分（313,917羽）が完了。
12月５日（月）、埋却、消毒等の防疫措置完了。

○ 家きん卵出荷のための検査

11月29日（火）、3km圏内の出荷を希望する3戸について、抗体検査、PCR検査を実施し、陰性を確認。

○ 発生状況確認検査

11月29日（火）、3km圏内の検査対象である3戸について実施（臨床検査、抗体検査、ウイルス分離検査）し、12月３日（土）、陰性を確認。

○ 清浄性確認検査

12月16日（金）、3km圏内の検査対象である3戸について実施（臨床検査、抗体検査、ウイルス分離検査）し、12月20日（水）、陰性を確認。同日、搬出制限を解除。
12月27日（火）0時をもって移動制限を解除。

２　今後の対応方針と対応状況

		対応方針	対応状況
防疫措置	1	①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却 ②移動制限区域（農場から半径３km以内）の設定 ③搬出制限区域（半径３kmから10km以内）の設定 等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。	11月29日：疑似患畜確定後、①、②及び③を開始。 12月２日：殺処分完了。 12月５日：防疫措置完了。 12月16日：清浄性確認検査開始 12月20日：清浄性確認検査で陰性を確認 　同　日：搬出制限区域解除 12月27日：移動制限区域解除
	2	移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。	11月29日、移動制限区域内の農場３戸について発生状況確認検査（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）を実施し、12月３日、陰性を確認。
	3	感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。	11月29日、新潟県内に４か所の消毒ポイントを設置済み。
	4	細田政務官を現地に派遣。	11月29日、新潟県と連携して防疫措置を実施するため、 11:30、細田政務官が新潟県知事と会談。
	5	食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。	11月29日10:30に開催（青森県発生事例を含む）。

		対応方針	対応状況
情報収集	6	感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣。	11月28日に消費・安全局から１名派遣後、11月30日に動物検疫所から１名追加し、計２名を新潟県庁に派遣、現地で防疫方針について助言・指導。
	7	新潟県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。	11月29日以降、北陸農政局（延べ30名）、動物検疫所（延べ40名）、家畜改良センター（延べ８名）、農水省（延べ２名）から発生農場に派遣。
	8	疫学調査チームの派遣。	11月29日、疫学調査チーム５名が発生農場に立ち入り、現地調査を実施。
	9	全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。	11月29日及び30日、本病に対する発生予防対策の徹底について、全都道府県に対し通知を発出。
情報伝達	10	関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。	・11月28日19:00、防疫方針等について、記者向けにブリーフィングを実施。その後、必要に応じて実施。 ・11月28日及び29日に消費・安全局、食料産業局及び生産局で本病に関する正しい知識を普及するための通知を発出。農林水産省HPにも掲載済み。 ・11月29日から、本病について、小売店舗等で不適切な表示が行われないよう農政局等の取組により調査を開始。不適切表示を発見した際には、是正を要請。

新潟県（上越市）における鳥インフルエンザへの対応について

1　発生状況とこれまでの経緯

（1）11月30日（水）、新潟県上越市の採卵鶏農場において、死亡羽数が平時と比べ増加したことから、簡易検査を実施したところ、陽性と判明。

（2）このため、同日、農林水産省では、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、疑似患畜と判定された場合の対応方針を決定。

（3）H5亜型陽性（疑似患畜）と判明したことから、総理指示を踏まえ、

① 鳥インフルンエンザ関係府省庁連絡会議が開催され、本病の関係府省庁間での連携を確認するとともに、

② 農水省対策本部で決定した対応方針に基づく措置を実施し、迅速に対応。

（4）12月２日（金）、遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定。また、N6亜型であることが判明。

○ 発生農場の概要

	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	新潟県上越市	約24万羽（10鶏舎）	採卵鶏

○ 周辺半径 10km 圏内の農場

	肉用鶏		採卵鶏		種鶏		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km圏内	0	0	1	400	0	0	1	400
3-10km圏内	0	0	1	130,000	0	0	1	130,000
合計	0	0	2	130,400	0	0	2	130,400

※発生農場は除く

○ 防疫措置状況

12月４日（日）、殺処分（235,641羽）完了。

12月６日（火）、消毒、埋却等の防疫措置完了。

○ 家きん卵出荷のための検査

12月１日（木）、3km圏内の出荷を希望する1戸について、抗体検査、PCR検査を実施し、陰性を確認。

○ 発生状況確認検査

12月１日（木）、3km圏内の検査対象である1戸について、実施（臨床検査、抗体検査、ウイルス分離検査）し、12月５日（月）、陰性を確認。

○ 清浄性確認検査

12月17日（土）、3km圏内の検査対象である1戸について実施（臨床検査、抗体検査、ウイルス分離検査）し、12月21日（水）、陰性を確認。同日、搬出制限を解除。

12月28日（水）0時をもって移動制限を解除。

２　今後の対応方針と対応状況

		対応方針	対応状況
防疫措置	1	①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却 ②移動制限区域（農場から半径３km以内）の設定 ③搬出制限区域（半径３kmから10km以内）の設定 等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。	11月30日：疑似患畜確定後、②及び③を開始。 12月１日：①を開始し、12月４日に殺処分完了。 12月６日：防疫措置完了。 12月17日：清浄性確認検査開始 12月21日：清浄性確認検査で陰性を確認 　同　日：搬出制限区域解除 12月28日：移動制限区域解除
	2	移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。	12月１日、移動制限区域内の検査対象である農場１戸について発生状況確認検査（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）を実施し、12月５日（月）、陰性を確認。
	3	感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。	12月１日、５か所の消毒ポイントを設置済み。
	4	細田政務官を現地に派遣。	11月29日に対応済み。
	5	食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。	11月29日23:50に開催（持ち回り）。

	対応方針		対応状況
情報収集	6	感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣。	11月28日に消費・安全局から１名派遣後、11月30日に動物検疫所から１名追加し、計２名を新潟県庁に派遣、現地で防疫方針について助言・指導。
	7	新潟県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。	12月１日以降、北陸農政局（延べ13名）、動物検疫所（延べ35名）、家畜改良センター（延べ35名）、農水省（延べ３名）、都道府県（延べ11名）から、発生農場に派遣。
	8	疫学調査チームの派遣。	12月１日、疫学調査チーム４名が発生農場に立ち入り、現地調査を実施。
	9	全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。	11月29日及び30日、本病に対する発生予防対策の徹底について、全都道府県に対し通知を発出。
情報伝達	10	関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。	・11月30日 防疫方針等について、記者向けにブリーフィングを実施。その後、必要に応じて実施。 ・11月28日及び29日に消費・安全局、食料産業局及び生産局で本病に関する正しい知識を普及するための通知を発出。農林水産省HPにも掲載。 ・11月29日から、本病について、小売店舗等で不適切な表示が行われないよう農政局等の取組により調査を開始。不適切表示を発見した際には、是正を要請。

青森県（2例目）における鳥インフルエンザへの対応について

1　発生状況とこれまでの経緯

（1）12月２日（金）、青森県１例目の移動制限区域内にある青森市のあひる農場において、死亡羽数が平時と比べて増加したことから、簡易検査を実施したところ、陽性と判明。

（2）１例目の農場と疫学的関連があることから、簡易検査が陽性となった時点で、疑似患畜と判定。

（3）このため、同日、農林水産省では、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を持ち回りで開催し、大臣指示に基づく対応方針を決定。

（4）同日、疑似患畜と判明したことから、
① 鳥インフルンエンザ関係府省庁連絡会議（持ち回り）が開催され、本病の関係府省庁間での連携を確認するとともに、
② 農水省対策本部で決定した対応方針に基づく措置を実施し、迅速に対応。

（5）同日、遺伝子検査でH5亜型と判明。

（6）12月５日（月）、遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定。また、N6亜型であることが判明。

○　発生農場の概要

	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	青森市	約4,700羽（2鶏舎）	あひる（肉用）

○　周辺半径 10km 圏内の農場

	肉用鶏		採卵鶏		あひる		育雛（採卵鶏）		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km圏内	0	0	2	4,745	1	4,130	0	0	3	8,875
3-10km圏内	0	0	2	342,350	0	0	1	53,500	3	395,850
合計	0	0	4	347,095	1	4,130	1	53,500	6	404,725

※発生農場（1例目及び2例目）は除く

○　防疫措置状況
12月３日（土）、殺処分（4,720羽）完了。
12月５日（月）、埋却、消毒等の防疫措置完了。

○　家きん卵出荷のための検査
12月３日（土）、3km圏内の出荷を希望する2戸について、抗体検査、PCR検査を実施し、陰性を確認。

○　発生状況確認検査
12月３日（土）、3km圏内の検査対象である3戸について、実施（臨床検査、抗体検査、ウイルス分離検査）し、12月９日（金）、すべて陰性を確認。

○　清浄性確認検査
12月16日（金）、3km圏内の検査対象である3戸について実施（臨床検査、抗体検査、ウイルス分離検査）し、12月21日（水）、陰性を確認。同日、搬出制限を解除。
12月27日0時をもって移動制限を解除。

２　今後の対応方針と対応状況

		対応方針	対応状況
防疫措置	1	①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却 ②移動制限区域（農場から半径３km以内）の設定 ③搬出制限区域（半径３kmから10km以内）の設定 等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。	12月２日：疑似患畜確定後、①、②及び③を開始。 12月３日：殺処分完了。 12月５日：防疫措置完了。 12月16日：清浄性確認検査開始 12月21日：清浄性確認検査で陰性を確認 　同　日：搬出制限区域解除 12月27日：移動制限区域解除
	2	移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。	12月３日、移動制限区域内の検査対象である農場３戸について発生状況確認検査（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）を実施し、12月９日、すべて陰性を確認。
	3	感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。	11月28日、青森県内に５か所の消毒ポイントを設置済み。 12月２日、２例目の発生農場の周辺道路に出入口１か所追加
	4	矢倉政務官を現地に派遣。	11月29日に対応済み。
	5	食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。	12月２日、23:50に開催（持ち回り）。

		対応方針	対応状況
情報収集	6	感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣。	11月28日、農林水産省職員１名、東北農政局職員１名を青森県庁に派遣、現地で防疫方針について助言・指導。
	7	青森県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。	―
	8	疫学調査チームの派遣。	12月3日、疫学調査チーム４名が発生農場に立ち入り、現地調査を実施。
	9	全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。	11月29日及び30日、本病に対する発生予防対策の徹底について、全都道府県に対し通知を発出予定済み。
情報伝達	10	関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。	・11月28日19:00、防疫方針等について、記者向けにブリーフィングを実施。その後、必要に応じて実施。 ・11月28日及び29日に消費・安全局、食料産業局及び生産局で本病に関する正しい知識を普及するための通知を発出。農林水産省HPにも掲載。 ・11月29日から、本病について、小売店舗等で不適切な表示が行われないよう農政局等の取組により調査を開始。不適切表示を発見した際には、是正を要請。

北海道における鳥インフルエンザへの対応について

1　発生状況とこれまでの経緯

（1）12月16日（金）、北海道清水町の採卵鶏農場において、死亡羽数が平時と比べて増加したことから、簡易検査を実施したところ、陽性と判明。

（2）このため、同日、農林水産省では、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、疑似患畜と判定された場合の対方針等を決定。

（3）同日、H5亜型陽性（疑似患畜）と判明したことから、

① 鳥インフルンエンザ関係府省庁連絡会議（持ち回り）が開催され、本病の関係府省庁間での連携を確認するとともに、

② 農水省対策本部で決定した対応方針に基づく措置を実施し、迅速に対応。

（4）12月20日（火）、遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定。また、N6亜型であることが判明。

○ 発生農場の概要

	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	清水町	約28万羽（22鶏舎）	採卵鶏

○ 周辺半径 10km 圏内の農場

	肉用鶏		採卵鶏		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km圏内	0	0	1	12,000	1	12,000
3-10km圏内	2	5,000	4	175,000	6	180,000
合計	2	5,000	5	187,000	7	192,000

※発生農場は除く

○ 防疫措置状況

12月19日（月）、殺処分（283,952羽）完了。

12月24日（土）、埋却、消毒等の防疫措置完了。

○ 発生状況確認検査

12月17日（土）、3km圏内の検査対象である1戸について、実施（臨床検査、抗体検査、ウイルス分離検査）し、12月23日（金）、陰性を確認。

○ 清浄性確認検査

1月4日（水）、3km圏内の検査対象である1戸について、実施（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）し、1月10日（火）、陰性を確認。同日、搬出制限を解除。

1月15日（日）0時をもって移動制限を解除。

２　今後の対応方針と対応状況

		対応方針	対応状況
防疫措置	1	①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却 ②移動制限区域（農場から半径３km以内）の設定 ③搬出制限区域（半径３kmから10km以内）の設定 等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。	12月16日：疑似患畜確定後、②及び③を開始。 12月17日：①を開始し、12月19日に殺処分完了。 12月24日：防疫措置完了。 １月４日：清浄性確認検査開始。 １月10日：清浄性確認検査で陰性を確認。 同　日：搬出制限区域解除。 １月15日：移動制限区域解除。
	2	移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。	12月17日、移動制限区域内の検査対象である農場１戸について発生状況確認検査を実施（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）し、12月23日、陰性確認。
	3	感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。	12月17日、北海道内に10か所の消毒ポイントを設置。
	4	細田政務官が上京している北海道知事と面談。 消費・安全局参事官を北海道に派遣。	12月16日：北海道と連携して防疫措置を実施するため、19:50、細田政務官が北海道知事と会談。 12月17日：12:50、消費・安全局参事官と北海道庁との意見交換。
	5	食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。	12月17日5:05に開催（持ち回り）。

		対応方針	対応状況
情報収集	6	感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣。	12月16日、農林水産省職員１名、農政事務所職員２名を北海道庁に派遣、現地で防疫方針について助言・指導。
	7	北海道の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。	12月18日以降、北海道農政事務所（延べ160名）、動物検疫所（延べ24名）、家畜改良センター（延べ21名）から、発生農場に派遣。
	8	疫学調査チームの派遣。	12月17日、疫学調査チーム４名が発生農場に立ち入り、現地調査を実施。
	9	全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。	12月16日、本病に対する発生予防対策の徹底について、全都道府県に対し通知を発出。
情報伝達	10	関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。	・12月16日18:30、防疫方針等について、記者向けにブリーフィングを実施。 ・12月16日に消費・安全局、食料産業局及び生産局で本病に関する正しい知識を普及するための通知を発出。農林水産省HPにも掲載。 ・11月29日から、本病について、小売店舗等で不適切な表示が行われないよう農政局等の取組により調査を開始。不適切表示を発見した際には、是正を要請。

宮崎県川南町における鳥インフルエンザへの対応について

1　発生状況とこれまでの経緯

（1）12月19日（月）、宮崎県川南町の肉用鶏農場において、死亡羽数が平時と比べて増加したことから、簡易検査を実施したところ、陽性と判明。

（2）このため、同日、農林水産省では、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、疑似患畜と判定された場合の対応方針を決定。

（3）同日、H5亜型陽性（疑似患畜）と判明したことから、

① 鳥インフルンエンザ関係府省庁連絡会議が開催され、本病の関係府省庁間での連携を確認するとともに、

② 農水省対策本部で決定した対応方針に基づく措置を実施し、迅速に対応。

（4）12月21日（水）、遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定。また、N6亜型であることが判明。

○　発生農場の概要

	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	川南町	約12万羽（11鶏舎）	肉用鶏

○　周辺半径 10km 圏内の農場

	肉用鶏		採卵鶏		種鶏		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km圏内	20	661,900	7	296,618	0	0	27	958,518
3-10km圏内	87	3,306,405	21	1,237,477	6	82,830	114	4,626,712
合計	107	3,968,305	28	1,534,095	6	82,830	141	5,585,230

※この他、疑似患畜が確認された農場から疑い事例の報告前に家きんが出荷されていた食鳥処理場あり。
食鳥処理場を中心に半径1km圏内の家きん飼養農場（種鶏）：2戸約42,000羽

※発生農場、空舎は除く

○　防疫措置状況

12月20日（火）、殺処分（116,977羽）完了。
12月21日（水）、埋却、消毒等の防疫措置完了。

○家きん卵（種卵を含む）出荷のための検査

12月21日（水）、3km圏内の出荷を希望する10戸について、抗体検査、PCR検査を実施し、陰性を確認。

○　発生状況確認検査

12月20日（火）、検査対象である29戸について、実施（臨床検査、抗体検査、ウイルス分離検査）し、12月24日（土）、陰性を確認。

○　清浄性確認検査

1月1日（日）、検査対象である29戸について、実施（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）し、1月5日（木）、陰性を確認。同日、搬出制限を解除。
1月12日（木）0時をもって、移動制限を解除。

２　今後の対応方針と対応状況

		対応方針	対応状況
防疫措置	1	①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却 ②移動制限区域（農場から半径３km以内）の設定 ③搬出制限区域（半径３kmから10km以内）の設定 等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。	12月19日：疑似患畜確定後、②及び③を開始。 12月20日：①を開始し、同日中に殺処分完了。 12月21日：防疫措置完了。 １月１日：清浄性確認検査開始。 １月５日：清浄性確認検査で陰性を確認。 同　日：搬出制限区域解除。 １月12日：移動制限区域解除。
	2	移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。	12月20日、検査対象である農場29戸について発生状況確認検査（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）を実施し、12月24日、陰性確認。
	3	感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。	12月20日、宮崎県内に12か所の消毒ポイントを設置。
	4	礒崎副大臣を現地に派遣。	12月20日：宮崎県と連携して防疫措置を実施するため、12:25、礒崎副大臣が宮崎県知事と会談。
	5	食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。	12月20日20:14に開催（持ち回り）。

	対応方針		対応状況
情報収集	6	感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣。	12月19日、農林水産省職員１名を宮崎県庁に派遣、現地で防疫方針について助言・指導。
	7	宮崎県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。	12月20日、発生状況確認検査要員として、動物検疫所職員３名を派遣。
	8	疫学調査チームの派遣。	12月20日、疫学調査チーム４名が発生農場に立ち入り、現地調査を実施。
	9	全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。	12月16日及び19日、本病に対する発生予防対策の徹底について、全都道府県に対し通知を発出。
情報伝達	10	関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。	・12月19日19:00、防疫方針等について、記者向けにブリーフィングを実施。 ・12月16日に消費・安全局、食料産業局及び生産局で本病に関する正しい知識を普及するための通知を発出。農林水産省HPにも掲載。 ・11月29日から、本病について、小売店舗等で不適切な表示が行われないよう農政局等の取組により調査を開始。不適切表示を発見した際には、是正を要請。

熊本県における鳥インフルエンザへの対応について

1　発生状況とこれまでの経緯

（1）12月26日（月）、熊本県南関町の採卵鶏農場において、死亡羽数が平時と比べて増加したことから、簡易検査を実施したところ、陽性と判明。

（2）このため、同日、農林水産省では、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を持ち回りで開催し、疑似患畜と判定された場合の対応方針を決定。

（3）翌日、H5亜型陽性（疑似患畜）と判明したことから、

① 鳥インフルンエンザ関係府省庁連絡会議が持ち回りで開催され、本病の関係府省庁間での連携を確認するとともに、

② 農水省対策本部で決定した対応方針に基づく措置を実施し、迅速に対応。

（4）12月28日（水）、遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定。また、N6亜型であることが判明。

○ 発生農場の概要

	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	南関町	約9.2万羽（11鶏舎）	採卵鶏

○ 周辺半径 10km 圏内の農場

	肉用鶏		採卵鶏		種鶏		うずら		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km圏内	3	35,500	2	10,300	0	0	1	101,000	6	146,800
3-10km圏内	9	340,420	8	395,650	3	224,700	0	0	20	960,770
合計	12	375,920	10	405,950	3	224,700	1	101,000	26	1,107,570

※ 3-10km圏内の20戸のうち1戸は福岡県内に所在　　※発生農場は除く

○ 防疫措置状況

12月28日（水）、殺処分（91,856羽）完了。

12月28日（水）、埋却、消毒等の防疫措置完了。

○家きん卵出荷のための検査

12月27日（火）から、3km圏内の出荷を希望する3戸について、抗体検査、PCR検査を実施し、陰性を確認。

○ 発生状況確認検査

12月27日（火）、3km圏内の検査対象である6戸について、実施（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）し、1月1日（日）、陰性を確認。

○ 清浄性確認検査

1月8日（日）、3km圏内の検査対象である6戸について、実施（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）し、1月12日（木）、陰性を確認。同日、搬出制限を解除。

1月19日（木）0時をもって移動制限を解除。

２　今後の対応方針と対応状況

		対応方針	対応状況
防疫措置	1	①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却 ②移動制限区域（農場から半径3km以内）の設定 ③搬出制限区域（半径3kmから10km以内）の設定 等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。	12月27日：疑似患畜確定後、①、②及び③を開始。 12月28日：殺処分完了。 　同　日：防疫措置完了。 １月８日：清浄性確認検査開始。 １月12日：清浄性確認検査で陰性を確認。 　同　日：搬出制限区域解除。 １月19日：移動制限区域解除。
	2	移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。	12月27日、検査対象である農場6戸について発生状況確認検査を実施（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）し、１月１日、陰性を確認。
	3	感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。	12月27日、熊本県内に9か所の消毒ポイントを設置。
	4	矢倉政務官を現地に派遣。	12月27日、熊本県と連携して防疫措置を実施するため、17：30、矢倉政務官が熊本県知事と会談。
	5	食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。	12月27日1：19に開催（持ち回り）。

		対応方針	対応状況
情報収集	6	感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣。	12月27日、農林水産省職員1名、九州農政局職員1名を熊本県庁に派遣、現地で防疫方針について助言・指導。
	7	熊本県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。	―
	8	疫学調査チームの派遣。	12月27日、疫学調査チーム4名が発生農場に立ち入り、現地調査を実施。
	9	全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。	12月27日、本病に対する発生予防対策の徹底について、全都道府県に対し通知を発出。
情報伝達	10	関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。	・12月16日に消費・安全局、食料産業局及び生産局で本病に関する正しい知識を普及するための通知を発出。農林水産省HPにも掲載。 ・11月29日から、本病について、小売店舗等で不適切な表示が行われないよう農政局等の取組により調査を開始。不適切表示を発見した際には、是正を要請。

岐阜県における鳥インフルエンザへの対応について

1　発生状況とこれまでの経緯

（1）1月14日（土）、岐阜県山県市の採卵鶏農場において、死亡羽数が平時と比べて増加したことから、簡易検査を実施したところ、陽性と判明。

（2）このため、同日、農林水産省では、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、疑似患畜と判定された場合の対応方針を決定。

（3）同日、H5亜型陽性（疑似患畜）と判明したことから、

① 鳥インフルンエンザ関係府省庁連絡会議（持ち回り）が開催され、本病の関係府省庁間での連携を確認するとともに、

② 農水省対策本部で決定した対応方針に基づく措置を実施し、迅速に対応。

（4）1月16日（月）、遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定。
また、N6亜型であることが判明。

○ 発生農場の概要

	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	山県市	約8.1万羽（8鶏舎）	採卵鶏

○ 周辺半径 10km 圏内の農場

	肉用鶏		採卵鶏		その他		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km圏内	0	0	4	78,000	0	0	4	78,000
3-10km圏内	5	129,000	5	143,616	2	16,004	12	288,620
合計	5	129,000	9	221,616	2	16,004	16	366,620

※発生農場は除く

○ 防疫措置状況
1月16日（月）、殺処分（81,459羽）完了。
1月17日（火）、埋却、消毒等の防疫措置完了。

○ 家きん卵出荷のための検査
1月15日（日）、3km圏内の出荷を希望する2戸について、抗体検査、PCR検査を実施し、陰性を確認。

○ 発生状況確認検査
1月15日（日）、検査対象である3戸（3km圏内4戸中1戸は空舎）について、実施（臨床検査、抗体検査、ウイルス分離検査）し、1月19日（木）、陰性を確認。

○清浄性確認検査
1月28日（土）、3km圏内の検査対象である3戸について、実施（臨床検査、抗体検査、ウイルス分離検査）し、2月1日（水）、陰性を確認。同日、搬出制限を解除。
2月8日（水）0時をもって、移動制限を解除。

２　今後の対応方針と対応状況

		対応方針	対応状況
防疫措置	1	①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却 ②移動制限区域（農場から半径3km以内）の設定 ③搬出制限区域（半径3kmから10km以内）の設定 等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。	１月14日：疑似患畜確定後、①、②及び③を開始。 １月16日：殺処分完了。 １月17日：防疫措置完了。 １月28日：清浄性確認検査開始。 ２月 １日：搬出制限区域解除。 ２月 ８日：移動制限区域解除。
	2	移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。	１月15日、検査対象である農場3戸について発生状況確認検査（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）を実施し、１月19日、陰性確認。
	3	感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。	１月14日以降、岐阜県内に10か所の消毒ポイントを設置。
	4	細田政務官を現地に派遣。	１月15日：岐阜県と連携して防疫措置を実施するため、10:15、細田政務官が岐阜県知事と会談。
	5	食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。	１月15日8:03に開催（持ち回り）。

	対応方針		対応状況
情報収集	6	感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣。	1月14日、農林水産省職員1名、東海農政局1名を、岐阜県庁に派遣、現地で防疫方針について助言・指導。
	7	岐阜県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。	1月15日、動物検疫所（8名）、1月17日、東海農政局（18名）から、発生農場に派遣。
	8	疫学調査チームの派遣。	1月15日、疫学調査チーム4名が発生農場に立ち入り、現地調査を実施。
	9	全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。	1月14日、本病に対する発生予防対策の徹底について、全都道府県に対し通知を発出。
情報伝達	10	関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。	・12月16日に消費・安全局、食料産業局及び生産局で本病に関する正しい知識を普及するための通知を発出。農林水産省HPにも掲載。 ・11月29日から、本病について、小売店舗等で不適切な表示が行われないよう農政局等の取組により調査を開始。不適切表示を発見した際には、是正を要請。

宮崎県木城町における鳥インフルエンザへの対応について

1　発生状況とこれまでの経緯

（1）1月24日（火）、宮崎県木城町の肉用鶏農場において、死亡羽数が平時と比べて増加したことから、簡易検査を実施したところ、陽性と判明。

（2）このため、同日、農林水産省では、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、大臣指示に基づく疑似患畜と判定された場合の対応方針を決定。

（3）同日、H5亜型陽性（疑似患畜）と判明したことから、

① 鳥インフルンエンザ関係府省庁連絡会議が持ち回りで開催され、本病の関係府省庁間での連携を確認するとともに、

② 農水省対策本部で決定した対応方針に基づく措置を実施し、迅速に対応。

（4）1月26日（木）、遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定。また、N6亜型であることが判明。

○ 発生農場の概要

	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	木城町	約17万羽（10鶏舎）	肉用鶏

○ 周辺半径 10km 圏内の農場

	肉用鶏		採卵鶏		種鶏		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km圏内	6	227,400	0	0	0	0	6	227,400
3-10km圏内	83	2,998,700	50	2,490,859	7	96,670	140	5,586,229
合計	89	3,226,100	50	2,490,859	7	96,670	146	5,813,629

※発生農場は除く

○ 防疫措置状況

1月25日（水）、殺処分（166,195羽）及び埋却完了。

1月26日（木）、防疫措置完了。

○ 発生状況確認検査

1月25日（水）、3km圏内の検査対象である6戸について、実施（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）し、1月30日（月）、陰性を確認。

○ 清浄性確認検査

2月6日（月）、3km圏内の検査対象である7戸※について、実施（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）し、2月10日（金）、陰性を確認。同日、搬出制限を解除。

2月17日（金）0時をもって、移動制限を解除。

※発生状況確認検査以降、入雛があったため、対象農場数が7戸に変更

２　今後の対応方針と対応状況

		対応方針	対応状況
防疫措置	1	①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却 ②移動制限区域（農場から半径3km以内）の設定 ③搬出制限区域（半径3kmから10km以内）の設定 等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。	１月24日：疑似患畜確定後、②及び③を開始。 １月25日：①を実施し、同日、殺処分及び埋却完了。 １月26日：防疫措置完了。 ２月 ６日：清浄性確認検査開始。 ２月10日：搬出制限区域解除。 ２月17日：移動制限区域解除。
	2	移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。	１月25日、検査対象である農場6戸について発生状況確認検査（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）を実施し、１月30日、陰性を確認。
	3	感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。	１月24日、宮崎県内に9か所の消毒ポイントを設置。
	4	礒崎副大臣が宮崎県知事と電話会談を実施。	１月24日、宮崎県と連携して防疫措置を実施するため、18：00、礒崎副大臣が宮崎県知事と電話会談を実施。
	5	食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。	１月25日13：06に開催（持ち回り）。

	対応方針		対応状況
情報収集	6	感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣。	1月24日、農林水産省職員1名、九州農政局職員2名を宮崎県庁に派遣、現地で防疫方針について助言・指導。
	7	宮崎県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。	1月25日以降、九州農政局（延べ25名）、家畜改良センター（5名）から、発生農場に派遣。
	8	疫学調査チームの派遣。	1月25日、疫学調査チーム4名が発生農場に立ち入り、現地調査を実施。
	9	全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。	1月24日、本病に対する発生予防対策の徹底について、全都道府県に対し通知を発出。
情報伝達	10	関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。	・12月16日に消費・安全局、食料産業局及び生産局で本病に関する正しい知識を普及するための通知を発出。農林水産省HPにも掲載。 ・11月29日から、本病について、小売店舗等で不適切な表示が行われないよう農政局等の取組により調査を開始。不適切表示を発見した際には、是正を要請。

佐賀県江北町における鳥インフルエンザへの対応について

1　発生状況とこれまでの経緯

（1）2月4日（土）、佐賀県江北町の肉用種鶏農場において、死亡羽数が平時と比べて増加したことから、簡易検査を実施したところ、陽性と判明。

（2）このため、同日、農林水産省では、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を持ち回り開催し、疑似患畜と判定された場合の対応方針を決定するとともに、大臣指示が出された。

（3）同日、H5亜型陽性（疑似患畜）と判明したことから、

① 鳥インフルンエンザ関係府省庁連絡会議が持ち回りで開催され、本病の関係府省庁間での連携を確認するとともに、

② 農水省対策本部で決定した対応方針に基づく措置を実施し、迅速に対応。

（4）2月6日（月）、遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定。また、N6亜型であることが判明。

○ 発生農場の概要

	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	江北町	約7.1万羽（16鶏舎）	肉用種鶏

※関連農場を含む

○ 周辺半径 10km 圏内の農場

	肉用鶏		採卵鶏		種鶏		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km圏内	1	25,000	1	29,000	1	4,000	3	58,000
3-10km圏内	3	72,500	4	21,288	0	0	7	93,788
合計	4	97,500	5	50,288	1	4,000	10	151,788

※発生農場、関連農場は除く

○ 防疫措置状況　※関連農場を含む

2月5日（日）、殺処分（70,743羽）完了。

2月6日（月）、埋却、消毒等の防疫措置完了。

○ 家きん卵出荷のための検査

2月5日（日）から、3km圏内の出荷を希望する2戸について、抗体検査、PCR検査を実施し、陰性を確認。

○ 発生状況確認検査

2月5日（日）、3km圏内の検査対象である3戸について、実施（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）し、2月9日（木）、陰性確認。

○ 清浄性確認検査

2月17日（金）、3km圏内の検査対象である3戸について、実施（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）し、2月21日（火）、陰性確認。同日、搬出制限を解除。

2月28日（火）0時をもって、移動制限を解除。

２　今後の対応方針と対応状況

		対応方針	対応状況
防疫措置	1	①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却 ②移動制限区域（農場から半径3km以内）の設定 ③搬出制限区域（半径3kmから10km以内）の設定 等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。	２月４日：疑似患畜確定後、①、②及び③を開始。 ２月６日：防疫措置完了。 ２月17日：清浄性確認検査開始。 ２月21日：搬出制限区域解除。 ２月28日：移動制限区域解除。
	2	移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。	２月５日、検査対象である農場3戸について発生状況確認検査（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）を実施し、２月９日、陰性を確認。
	3	感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。	２月４日以降、佐賀県内に16か所の消毒ポイントを設置。
	4	副大臣又は政務官を発生県に派遣する等により、発生県と緊密な連携を図る。	２月５日、佐賀県知事と連携して防疫措置を実施するため、16：15、齋藤副大臣が佐賀県知事と会談を実施。
	5	食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。	２月４日23：00に開催（持ち回り）。

	対応方針		対応状況
情報収集	6	感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣。	２月４日、農林水産省職員１名、九州農政局職員延べ３名を佐賀県庁に派遣、現地で防疫方針について助言・指導。
	7	佐賀県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。	２月５日以降、九州農政局（延べ10名）から、発生農場に派遣。
	8	疫学調査チームの派遣。	２月５日、疫学調査チーム４名が発生農場に立ち入り、現地調査を実施。
	9	全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。	２月４日、本病に対する発生予防対策の徹底について、全都道府県に対し通知を発出。
情報伝達	10	関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。	・12月16日に消費・安全局、食料産業局及び生産局で本病に関する正しい知識を普及するための通知を発出。農林水産省HPにも掲載。 ・11月29日から、本病について、小売店舗等で不適切な表示が行われないよう農政局等の取組により調査を開始。不適切表示を発見した際には、是正を要請。

宮城県栗原市における鳥インフルエンザへの対応について

1　発生状況とこれまでの経緯

（1）3月23日（木）、宮城県栗原市の採卵鶏農場において、死亡羽数が平時と比べて増加したことから、簡易検査を実施したところ、陽性と判明。

（2）このため、同日、農林水産省では、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、疑似患畜と判定された場合の対応方針を決定。

（3）翌日（3月24日（金））、H5亜型陽性（疑似患畜）と判明したことから、

① 鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議が開催され、本病の関係府省庁間での連携を確認するとともに、

② 農水省対策本部で決定した対応方針に基づく措置を実施し、迅速に対応。

（4）3月25日（土）、遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定。また、N6亜型であることが判明。

○ 発生農場の概要

	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	栗原市	約22万羽（8鶏舎）	採卵鶏

○ 周辺半径 10km 圏内の農場

	肉用鶏		採卵鶏		種鶏		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km圏内	1	40,000	1	1,200	1	14,000	3	55,200
3-10km圏内	2	178,200	1	214,800	4	111,240	7	504,240
合計	3	218,200	2	216,000	5	125,240	10	559,640

※3-10km県内の7戸のうち、5戸は岩手県内に所在。　※発生農場は除く

○ 防疫措置状況

3月26日（日）、殺処分（222,290羽）完了。

3月27日（月）、埋却、消毒等の防疫措置完了。

○ 家きん卵出荷のための検査

3月24日（金）から、3km圏内の出荷を希望する2戸について、抗体検査、PCR検査を実施し、陰性を確認。

○ 発生状況確認検査

3月24日（金）、3km圏内の検査対象である3戸について実施（臨床検査、抗体検査、ウイルス分離検査）し、3月28日（火）、陰性確認。

○ 清浄性確認検査

4月7日（金）、3km圏内の検査対象である3戸について、実施（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）し、4月11日（火）、陰性を確認。同日、搬出制限を解除。

4月18日（火）0時をもって、移動制限を解除。

２　今後の対応方針と対応状況

		対応方針	対応状況
防疫措置	1	①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却 ②移動制限区域（農場から半径3km以内）の設定 ③搬出制限区域（半径3kmから10km以内）の設定 等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。	３月24日：疑似患畜確定後、①、②及び③を開始。 ３月27日：防疫措置完了。 ４月 ７日：清浄性確認検査開始。 ４月11日：搬出制限区域解除。 ４月18日：移動制限区域解除。
	2	移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。	３月24日、検査対象である農場3戸について発生状況確認検査（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）を実施し、３月28日、陰性確認。
	3	感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。	３月24日以降、宮城県内に12か所、岩手県内に3か所の消毒ポイントを設置。
	4	副大臣又は政務官を発生県に派遣する等により、発生県と緊密な連携を図る。	３月24日、宮城県と連携して防疫措置を実施するため、8：30、細田政務官が宮城県知事と会談を実施。
	5	食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。	３月24日8：00に開催（持ち回り）。

		対応方針	対応状況
情報収集	6	感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣。	３月23日、農林水産省職員（１名）、東北農政局職員（延べ25名）を宮城県庁に派遣、現地で防疫方針について助言・指導。
	7	宮城県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。	３月24日以降、動物検疫所職員（延べ24名）を発生農場に派遣。
	8	疫学調査チームの派遣。	３月24日、疫学調査チーム４名が発生農場に立ち入り、現地調査を実施。
	9	全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。	３月24日、本病に対する発生予防対策の徹底について、全都道府県に対し通知を発出。
情報伝達	10	関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。	・12月16日に消費・安全局、食料産業局及び生産局で本病に関する正しい知識を普及するための通知を発出。農林水産省HPにも掲載。 ・３月24日から、本病について、小売店舗等で不適切な表示が行われないよう農政局等の取組により調査を開始。不適切表示を発見した際には、是正を要請。

千葉県旭市における鳥インフルエンザへの対応について

1　発生状況とこれまでの経緯

（1）3月23日（木）、千葉県旭市の採卵鶏農場において、死亡羽数が平時と比べて増加したことから、簡易検査を実施したところ、陽性と判明。

（2）このため、同日、農林水産省では、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、疑似患畜と判定された場合の対応方針を決定。

（3）翌日（3月24日（金））、H5亜型陽性（疑似患畜）と判明したことから、

① 鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議が開催され、本病の関係府省庁間での連携を確認するとともに、

② 農水省対策本部で決定した対応方針に基づく措置を実施し、迅速に対応。

（4）3月25日（土）、遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定。また、N6亜型であることが判明。

○ 発生農場の概要

	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	旭市	約6.2万羽（3鶏舎）	採卵鶏

○ 周辺半径 10km 圏内の農場

	肉用鶏		採卵鶏		その他		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km圏内	0	0	3	96,108	3	290,000	6	386,108
3-10km圏内	7	418,500	48	3,930,595	3	420,000	58	4,769,095
合計	7	418,500	51	4,026,703	6	710,000	64	5,155,203

※発生農場、100羽以下飼養農場は除く

○ 防疫措置状況

3月26日（日）、殺処分（61,875羽）完了。

3月27日（月）、埋却、消毒等の防疫措置完了。

○ 家きん卵出荷のための検査

3月24日（金）から、3km圏内の出荷予定のある5戸について、抗体検査、PCR検査を実施し、陰性を確認。

○ 発生状況確認検査

3月24日（金）、3km圏内の検査対象である6戸について実施（臨床検査、抗体検査、ウイルス分離検査）し、3月28日（火）、陰性確認。

○ 清浄性確認検査

4月7日（金）、3km圏内の検査対象である6戸について、実施（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）し、4月11日（火）、陰性を確認。同日、搬出制限を解除。

4月18日（火）0時をもって、移動制限を解除。

２　今後の対応方針と対応状況

		対応方針	対応状況
防疫措置	1	①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却 ②移動制限区域（農場から半径3km以内）の設定 ③搬出制限区域（半径3kmから10km以内）の設定 等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。	３月24日：疑似患畜確定後、①、②及び③を開始。 ３月27日：防疫措置完了。 ４月 ７日：清浄性確認検査開始。 ４月11日：搬出制限区域解除。 ４月18日：移動制限区域解除。
	2	移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。	３月24日、検査対象である農場6戸について発生状況確認検査（臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査）を実施し、３月28日、陰性確認。
	3	感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。	３月24日以降、千葉県内に7か所、茨城県内に3か所の消毒ポイントを設置。
	4	副大臣又は政務官を発生県に派遣する等により、発生県と緊密な連携を図る。	３月24日、千葉県と連携して防疫措置を実施するため、14：00、齋藤副大臣が千葉県知事と会談を実施。
	5	食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。	３月24日8：00開催（持ち回り）。

		対応方針	対応状況
情報収集	6	感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣。	３月23日、農林水産省職員（１名）、関東農政局職員（延べ６名）を千葉県庁に派遣、現地で防疫方針について助言・指導。
	7	千葉県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。	３月24日以降、動物検疫所職員（延べ９名）、関東農政局職員（延べ30名）、家畜改良センター（延べ４名）を発生農場に派遣。
	8	疫学調査チームの派遣。	３月24日、疫学調査チーム４名が発生農場に立ち入り、現地調査を実施。
	9	全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。	３月24日、本病に対する発生予防対策の徹底について、全都道府県に対し通知を発出。
情報伝達	10	関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。	・12月16日に消費・安全局、食料産業局及び生産局で本病に関する正しい知識を普及するための通知を発出。農林水産省HPにも掲載。 ・３月24日から、本病について、小売店舗等で不適切な表示が行われないよう農政局等の取組により調査を開始。不適切表示を発見した際には、是正を要請。